

「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録に係るイコモス勧告結果について

1 概要

称名寺、朝夷奈切通を含む「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録に関して、諮問機関であるイコモス（※）からユネスコ世界遺産委員会に対して、「不記載」との勧告が、4月30日に出されました。

最終的な登録の可否は、6月16日から27日に開かれる第37回世界遺産委員会（カンボジア・プノンペン）において決定されます。

なお、世界遺産委員会による決議は、イコモスの勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分により行われます。

（※）イコモス：国際記念物遺跡会議

International Council on Monuments and Sites

文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府組織（NGO）。
本拠地はパリ。

2 経緯

- 平成4年10月 ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載
- 平成23年9月 政府として推薦する旨を決定
- 平成24年1月 ユネスコに推薦書を提出
- 平成24年9月 イコモス調査員による現地調査
- 平成25年5月 イコモスによる勧告

3 決議区分

- （1）記載 世界遺産一覧表に記載するもの。（＝登録）
- （2）情報照会 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- （3）記載延期 より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- （4）不記載 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

4 今後の対応

国や神奈川県、鎌倉市、逗子市と相談し、今後の対応について検討します。